



日・ブラジル受刑者移送条約

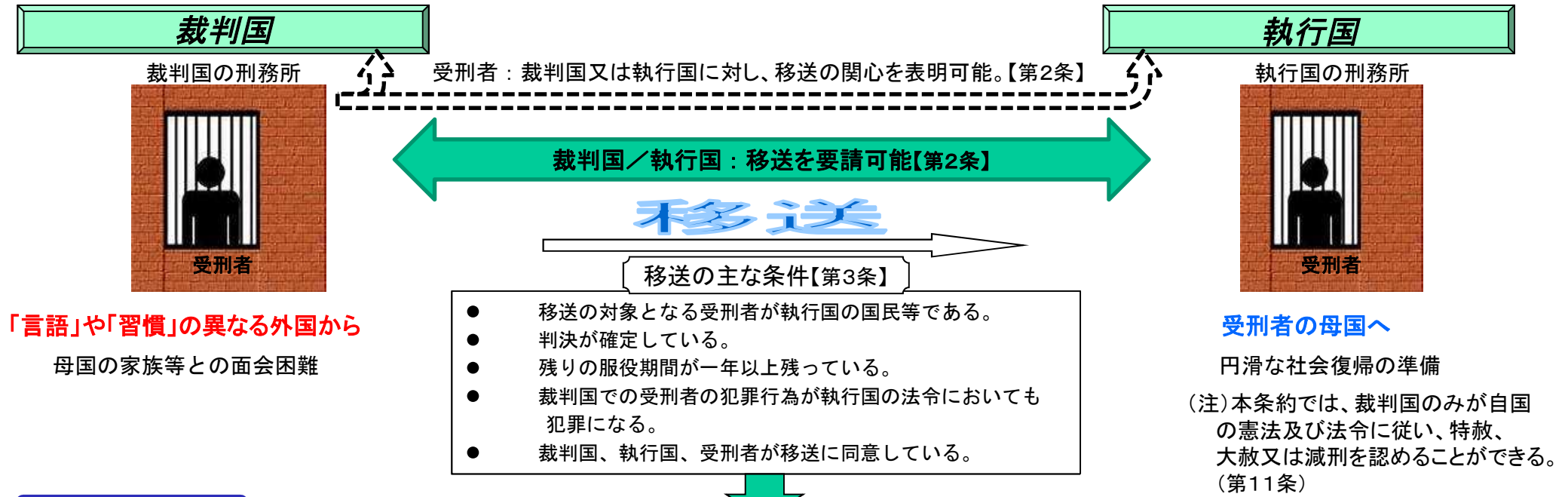


受刑者の社会復帰を促進するために、受刑者に対して本国で刑に服する機会を与えるための日・ブラジル間の移送に係る手続等について定める。

現状

- | | |
|---|--|
| <p>【日本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル人受刑者：240名 (注) 2013年12月現在。全外国人受刑者3176名の7.5%。国籍別で第3位。 ・欧州評議会が作成した受刑者移送条約（CE条約）に加入（2003年）。その締約国（我が国を含め64か国）との間で、受刑者移送が可能。 ・タイとの間で二国間の受刑者移送条約を締結（2010年）。 | <p>【ブラジル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人受刑者：0名 (注) 2013年12月現在。 ・CE条約には加入せず。 ・10か国との間で二国間の受刑者移送条約を締結。 |
|---|--|

条約の概要



意義

相手国で服役している日本人／ブラジル人受刑者に本国で服役する機会を与え、社会復帰を促進する。